



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 17

March 2016

会計トピック⑤

FASBの最終基準書「金融資産と
金融負債の認識及び測定」の概要

kpmg.com/jp



FASBの最終基準書「金融資産と金融負債の認識及び測定」の概要

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

シニアマネジャー 藤原 初美

米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という）は、2016年1月、会計基準更新書（Accounting Standards Update）第2016-01号「金融商品—全般的事項（Subtopic 825-10）：金融資産と金融負債の認識及び測定」（以下「本ASU」という）を公表しました。本ASUは、金融商品の認識、測定、表示及び開示について従前規定の一部を修正しており、企業が保有する持分証券の会計処理や公正価値オプションを適用する金融負債の公正価値の認識方法等が変更されます。公開営利企業については2017年12月16日以降開始する会計年度（及び同会計年度の期中期間）から適用されます。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



藤原 初美
ふじわら はつみ

【ポイント】

- 持分証券のうち、公正価値を容易に算定できるものは、公正価値で測定しその変動を純損益に認識しなければならない。
- 持分証券のうち、公正価値を容易に算定できないものは、公正価値で測定しその変動を純損益に認識する、又は、取得原価から減損損失を控除し、同一発行体の同一又は類似商品の通常取引から生じる観察可能な価格の変動がある場合にはそれを調整した金額で測定しその変動を純損益に認識する、のいずれかを選択できる。
- 公正価値オプションを適用する金融負債については、公正価値変動のうち商品固有の信用リスクに起因する変動を、その他の包括利益に認識しなければならない。
- 売却可能負債証券に係る繰延税金資産の評価性引当金の評価は、その他の繰延税金資産の評価性引当金の評価と合わせて実施しなければならない。

I. 本ASU公表の背景

2008年の金融危機以前から、FASBと国際会計基準審議会（以下「IASB」という）は、金融商品会計基準を改善し、両者の会計基準の主要な差異を解消するプロジェクトに取り組んできました。2013年にFASBは、金融商品の認識、分類及び測定、並びに表示に関して、IASBの金融商品会計基準（IFRS第9号「金融商品」）と多くの点で類似するASU案を公表しました。しかしFASBは、この2013年ASU案に対するフィードバックを検討する過程で、IASBの金融商品会計基準とのコンバージェンスを重視したプロジェクトの方向性を見直し、現行の米国会計基準の金融商品会計基準を原則として維持し、必要な部分的改訂のみ行うことを決定しました。FASBは金融商品関連の財務報告を改善するために必要な修正について、IASBの金融商品会計基準とのコンバージェンスの可能性も考慮しながら検討を重ね、本ASUを公表しました。

II. 本ASUの概要

1. 持分証券の会計処理の変更

(1) 公正価値による測定

従前の米国会計基準に基づく持分証券の会計処理は、Topic 320「投資 - 負債証券及び持分証券」において規定されています。本ASUは、従前規定Topic320のうち持分証券に関する規定を削除し、新たにTopic321「投資 - 持分証券」を新設しました。Topic321は証券業や投資会社等の特定企業を除くすべての企業に適用されます。

本ASUの新たな規定の下では、持分証券はすべて公正価値で測定し、その変動を純損益に認識することが要求されます（後述（2）公正価値を容易に算定できない持分証券を除く）。従前規定の下では、公正価値を容易に算定できる持分証券はトレーディング又は売却可能のいずれかに分類されています。本ASUにより、現行規定の下で売却可能に分類されている持分証券について、公正価値の変動の影響がその他の包括利益ではなく純損益に認識されることになるため、株価の変動による純損益のボラティリティが高まることになります。

(2) 公正価値を容易に算定できない持分証券

本ASUは、公正価値を容易に算定できない持分証券について、以下のいずれかを個々の投資ごとに選択することを認めています。

- 公正価値で測定する
- 取得原価から減損損失を控除し、同一発行体の同一又は類似商品の通常の取引から生じる観察可能な価格の変動がある場合にはそれを調整した金額で測定する

従前規定の下では、公正価値を容易に算定できない持分証券は取得原価で測定し、「一時的ではない減損」を控除することとされています。本ASUは、公正価値を容易に算定できない持分証券について、前述の通り、公正価値による測定又は取得原価から減損損失を控除した金額（同一発行体の同一又は類似商品の通常の取引から生じる観察可能な価格の変動がある場合にはそれを調整後の金額）による測定のどちらも認めています。観察可能な価格とは、同一発行体の同一又は類似商品の通常の取引から生じる価格であるとされています。取得原価から減損損失を控除した金額（同一発行体の同一又は類似商品の通常の取引から生じる観察可能な価格の変動がある場合にはそれを調整後の金額）による測定を選択する場合、報告期間ごとに公正価値測定を行う必要が減る一方で、取得原価に加減すべき観察可能な価格の変動を特定する必要が生じます。また、選択した測定方法は継続適用が必要ですが、たとえば公正価値を容易に算定できるようになれば適用を中止しなければなりません。したがって、取得原価から減損損失を控除した金額（同一発行体の同一又は類似商品の通常の取引から生じる観察可能な価格の変動がある場合にはそれを調整後の金額）による測定が引き続き適用可能であるか否かについても、報告期間ごとに評価しなければなりません。

また、本ASUにより減損の判定方法が見直されています。従前規定に基づく「一時的ではない減損」か否かを評価する複雑なステップが削除され、代わりに報告期間ごとに定性的な減損の指標（例：被投資企業の業績、信用格付け、景気見通し、法規制、市況の悪化等）を評価し、評価の結果として「著しい悪化」があり減損が示唆される場合に、帳簿価額と公正価値との差額を減損損失として純損益に認識することになります。取得原価から減損損失を控除した金額（同一発行体の同一又は類似商品の通常の取引から生じる観察可能な価格の変動がある場合にはそれを調整後の金額）での測定を採用する場合にも、定性的な減損の指標の評価により減損損失の認識が必要な場合には、持分証券の公正価値測定が必要となります。

2. 公正価値オプションを適用する金融負債の公正価値変動の表示

従前規定の下では、公正価値オプションを適用する金融負債の公正価値変動のすべてが純損益に認識されます。金融負債の発行体の信用リスクの悪化によって、金融負債の公正価値測定

差額が利益として計上されることになるため、直感に反する会計処理として批判されていました。そこで本ASUは、公正価値オプションを適用する金融負債の公正価値変動のうち、商品固有の信用リスクに起因する公正価値変動については、純損益ではなく、その他の包括利益に認識することとしました。

商品固有の信用リスクに起因する公正価値変動の算定方法の一例として、リスク・フリー金利又はベンチマーク金利等のベース金利の変動による影響以外を商品固有の信用リスクに起因する公正価値変動とする方法が認められていますが、その他の方法を選択することも可能です。

3. 売却可能証券に係る繰延税金資産の評価

従前規定は、売却可能証券に係る繰延税金資産の評価性引当金の評価について特段の規定がないため、企業によってその他の繰延税金資産と区別して評価したり、まとめて評価したり、と実務にばらつきが生じています。そこで本ASUは、売却可能証券に係る繰延税金資産の評価性引当金の評価は、その他の繰延税金資産の評価性引当金の評価と合わせて実施することを明確化し、実務上のばらつきの解消を図っています。

4. 開示の変更

開示については、従前規定の一部簡略化が図られています。たとえば、財政状態計算書上で償却原価測定される金融商品の公正価値の開示規定は、非公開営利企業については要求されないこととなりました。公開営利企業については公正価値の開示は引き続き要求されるものの、公正価値の見積り方法や見積りの前提の開示は削除されました。

また、従前規定の下では、特定金融商品の公正価値について市場価格が入手できない場合には入口価格による見積りが認められていますが、公開営利企業については出口価格の考え方に基づいて公正価値を測定することが明確化され、実務上のばらつきの解消が図られています。

5. 適用日及び移行規定

本ASUは、公開営利企業については、2017年12月16日以降開始する会計年度（及び同会計年度の期中期間）から適用されます。なお、公開営利企業は、公正価値オプションを適用する金融負債の商品固有の信用リスクの表示に関する規定についてのみ、未公表の年次財務諸表又は期中財務諸表から早期適用することができます。

本ASUの適用による累積的な影響は、適用する会計年度の期首の財政状態計算書において調整されます。公正価値を容易に

算定できない持分証券に関する規定は将来に向かって適用されます。

Ⅲ. おわりに

本ASUは、従前の米国会計基準の一部を修正するものですが、従前規定の下で売却可能に分類される持分証券、または取得原価で評価される持分証券を多く保有する企業にとっては、純損益に与える影響が重要となる可能性があり、また本ASUに従った会計処理のためにオペレーションの変更が必要となる可能性があります。

【関連トピック】

基準間の差異が拡大する金融商品会計基準
(KPMG Insight Vol.10/Jan. 2015)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
シニアマネジャー 藤原 初美
TEL: 03-3548-5102 (代表番号)
Hatsumi.fujiwara@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.